

糸満市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の広報印刷物、WEBページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市資産のうち広告掲載することがふさわしいと認められるものをいう。
 - ア 市の広報物及び印刷物
 - イ 市のWEBページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入等）を用いて、民間企業等の広告を掲載、掲出等することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別に定める。

(審査及び選定)

第7条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、それぞれの広告媒体の主管部長が行い、掲載の可否を判断することとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、広告掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告掲載する広告の広告仕様が第三者の権利を侵害しないようにしなければならない。

4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。